

告 示

埼玉県告示第八百三十五号

令和五年埼玉県告示第七百一号で公示した公共測量は、令和五年六月三十日終了した旨測量計画機関である東秩父村から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕